

(案)

厚生労働省発雇児\*\*\*\*第\*号  
平成 28 年 \* 月 \* \* 日

指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
市区町村長

厚生労働事務次官  
(公印省略)

平成 28 年度保育所等整備交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「保育所等整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して、この旨通知されたい。

## 別紙

### 平成 28 年度保育所等整備交付金交付要綱

#### (通則)

- 1 平成 28 年度保育所等整備交付金（以下「交付金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 厚生省 労働省 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

- 2 この交付金は、保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費（小規模保育事業所の場合、民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村が買収する場合を含む。）、並びに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁の整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、保育所等待機児童の解消を図ることを目的とする。

#### (交付の対象)

- 3 この交付金は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために指定都市、中核市又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村整備計画（以下「整備計画」という。）に基づいて実施される保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所に関する施設整備事業及び防音壁設置計画（以下「設置計画」という。）に基づいて実施される保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁整備事業（以下「防音壁整備事業」という。）に交付する。

#### (定義)

- 4 この交付要綱において「保育所等」、「保育所機能部分」、「小規模保育事業所」、「防音壁整備事業」とは、次の表に定める施設又は事業をいう。

| 区分   | 定義  |
|------|---|
| 保育所等 | <ul style="list-style-type: none"><li>・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（同法第 56 条の 8 に規定する公私連携型保育所を含む。以下この項において同じ。）</li><li>・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 3 条第 1 項に基づく認定を受けることができる保育所において、保育を必要とする子</li></ul> |

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>どもに保育を実施する部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）において、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設としての保育を実施する部分</li> <li>・平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」に基づき設置する保育所分園</li> </ul> |
| 保育所機能部分  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けることができる幼稚園において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分（当該施設の定員が20人以上の場合に限る。）</li> </ul>  |
| 小規模保育事業所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第6条の3第10項に規定する施設</li> </ul>   |
| 防音壁整備事業  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣住民等への配慮から防音対策を必要とする保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁設置に係る費用の一部を補助する事業</li> </ul>  |

5 この交付要綱において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

| 種類 | 整備区分            | 整備内容   |
|----|-----------------|--|
| 新設 | 創設              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所を整備すること。<br/>(地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を含む。)</li> </ul>   |
| 修理 | 大規模修繕等          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設について、平成20年6月12日履児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。</li> <li>・地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</li> <li>② その他必要と認められる上記に準ずる工事</li> </ul> </li> </ul> |
| 改造 | 増築<br>増改築<br>改築 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。</li> <li>・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。</li> <li>・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。</li> </ul>  |

|    |                  |   |
|----|------------------|---|
|    |                  | <p>* 改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。</p> <p>* 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増改築及び改築）については、平成20年6月12日雇児発第0612010号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。</p> |
| 整備 | 老朽民間児童<br>福祉施設整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人が設置する施設について、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備（一部改築を含む。）をすること。</li> </ul>                          |
|    | 防音壁整備            | <ul style="list-style-type: none"> <li>近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁の整備（市区町村が必要性を認めたものに限る。）</li> </ul>  |

6 交付金の交付の対象となる事業は、次の表の①の施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠（(4) 防音壁整備事業を除く。）により、③欄に定める設置主体が設置する事業とする。

| ① 施設の種類        | ② 設置根拠  | ③ 設置主体   |
|----------------|---|--|
| (1) 保育所等       | 児童福祉法第35条第4項及び同法第56条の8第3項並びに認定こども園法第17条第1項及び同法第34条第3項 | 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人であって、当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）<br>(以下「社会福祉法人等」という。) |
| (2) 保育所機能部分    | 認定こども園法第3条第2項第1号及び第4項第1号                              | 社会福祉法人又は学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が、当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。）  |
| (3) 小規模保育事業所   | 児童福祉法第34条の15第2項                                       | 市町村が認めた者（公立施設を含む。）   |
| (4) 防音壁を設置する施設 | —   | 本表「①施設の種類」の(1)(2)(3)に応じた「③設置主体」  |

(交付金の対象除外)

7 この交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防音壁整備事業における、防音以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、指定都市、中核市又は市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるために交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 6の(1)の事業(保育所等)

ア 「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村(財政力指数が1.0未満の市町村及び財政力指数が1.0以上であって、平成28年4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ平成28年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表2-1で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に3分の2を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の合計額と(イ)により算出した額の合計額と市町村が保育所等に対して補助した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を選定し、交付額とする。

イ ア以外の場合

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表2-2で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に2分の1を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の合計額と(イ)により算出した額の合計額と市町村が保育所等に対して補助した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を選定し、交付額とする。

(2) 6の(2)の事業(保育所機能部分)

ア 市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築及び改築に

限る。)

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-3、別表2-5で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-3で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に2分の1を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の合計額と(イ)により算出した額の合計額と市町村が保育所機能部分に対して補助した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を選定し、交付額とする。

#### イ ア以外の場合

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-4で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-4で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に2分の1を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の合計額と(イ)により算出した額の合計額と市町村が保育所機能部分に対して補助した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を選定し、交付額とする。

### (3) 6の(3)の事業（小規模保育事業所）

ア 「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村（財政力指数が1.0未満の市町村及び財政力指数が1.0以上であって、平成28年4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ平成28年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表2-8で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に3分の2を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の合計額と(イ)により算出した額の合計額と市町村が小規模保育事業所に対して補助した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を選定し、交付額とする。

#### イ ア以外の場合

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表1-6、別表2-9で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表1-6で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に2分の1を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の合計額と(イ)により算出した額の合計額と市町村が小規模

保育事業所に対して補助した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を選定し、交付額とする。

(4) 6の(4)の事業（防音壁を設置する施設）

市町村が策定する設置計画に基づく施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-7で定める基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-7で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に2分の1を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の合計額と(イ)により算出した額の合計額と市町村が防音壁を設置する施設に対して補助した額の合計額を比較していずれか少ない方の額を選定し、交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

9 次の表に掲げる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業に係る交付金の交付額の算定にあっては、別表2-3、別表2-4、別表2-6、別表2-7、別表2-10、別表2-11「交付基準額表」に基づき、交付基礎額を算出すものとする。

ただし、対象となる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、「交付基準額表」中（別表2-3、別表2-6、別表2-10除く）、A地域の基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

|   |   |
|---|---|
| ① | 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合  |
| ② | 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合   |
| ③ | 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）） |
| ④ | 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設  |

(交付金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合において、国の支払計画承認額の範囲内において概算払することができるものとする。

## (交付の条件)

11 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容のうち、整備計画又は設置計画（以下「整備計画等」という。）に記載された建物等の用途を変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。
- (2) 整備計画等に記載された事業を中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (3) 整備計画等に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この交付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。  
ただし、事業により取得し、又は効用の増した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (5) 市町村は社会福祉法人等の事業者に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

### ア (1) ~ (3) に掲げる条件

この場合において、「地方厚生（支）局長」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

イ 事業により取得し、又は効用の増した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

ウ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

エ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙7の様式により速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支所等）で

あって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(6) (5)により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

(7) 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税又は地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(8) 事業者が(5)により付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

#### (申請手続)

12 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

##### (1) 東京都以外

ア 市町村の長は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

イ 道府県知事は、別紙1の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めたときは、地方厚生（支）局長が別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

##### (2) 東京都

ア 市町村の長は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、都知事が定める日までに都知事に提出するものとする。

イ 都知事は、別紙1の申請書を受理したときは、関東信越厚生局長が別に定める日までに関東信越厚生局長に提出するものとする。

#### (変更申請手続)

13 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、12に定める申請手続に従い、別に指示する日までに行うものとする。

#### (交付決定までの標準的期間)

14 地方厚生（支）局長は、12又は13による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

#### (状況報告)

15 市町村は、交付金の対象となった施設整備事業又は防音壁整備事業に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により平成28年12月末日現在の状況を平成29年1月15日までに、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

(実績報告)

16 この交付金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 東京都以外

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、当該市町村の属する道府県の知事を経由して、別紙6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

イ 道府県知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めたときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は平成29年4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

(2) 東京都

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、都知事が定める日までに都知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、都知事を経由して、別紙6の様式による報告書を関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

イ 都知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は平成29年4月10日のいずれか早い日までに、関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

17 地方厚生(支)局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

18 特別の事情により、8、12、13、15及び16に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表1-1

## 算定基準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

| 1 区分 | 2 種目               | 3 基準   | 4 対象経費   |
|------|--------------------|--|--|
| 保育所等 | 本体工事費              | <p>ア 別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>※1 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業、山村振興法(昭和40年法律第64条)第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> | <p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料(礼金を除き敷金を含む。)。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目ににおいて別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p> |
|      | 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 | 別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2について同上。   | 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費   |

別表1-2

算 定 基 準  
(大規模修繕等)

| 1 区分 | 2 種目      | 3 基準  | 4 対象経費  |
|------|-----------|---|---|
| 保育所等 | 本体工事費     | <p>大規模修繕等その他特別な工事費（耐震化等整備事業における大規模修繕等を含む。）については、次のいずれか低い方の価格を基準に厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積もり</p> | <p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p> |
|      | 仮設施設整備工事費 | 大規模修繕等（耐震化整備事業を含む。）については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。   | 仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費  |

別表1-3

## 算 定 基 準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

| 1 区分        | 2 種目               | 3 基準   | 4 対象経費  |
|-------------|--------------------|--|---|
| 保育所<br>機能部分 | 本体工事費              | <p>ア 別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>※1 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業、山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※2 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> | <p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p> |
|             | 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 | 別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2について同上。   | 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費  |

別表1-4

## 算 定 基 準

(大規模修繕等)

| 1 区分        | 2 種目          | 3 基準  | 4 対象経費  |
|-------------|---------------|---|---|
| 保育所<br>機能部分 | 本体工事費         | <p>大規模修繕等その他特別な工事費（耐震化等整備事業における大規模修繕等を含む。）については、次のいずれか低い方の価格を基準に厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積もり</p> | <p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p> |
|             | 仮設施設<br>整備工事費 | 大規模修繕等（耐震化整備事業を含む。）については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。   | 仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費  |

別表1-5

## 算定基準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

| 1 区分     | 2 種目               | 3 基準   | 4 対象経費  |
|----------|--------------------|--|---|
| 小規模保育事業所 | 本体工事費              | <p>ア 別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>※1 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業、山村振興法(昭和40年法律第64条)第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> | <p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料(礼金を除き敷金を含む。)。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p> |
|          | 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 | 別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2について同上。   | 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費  |

別表1-6

## 算 定 基 準

(大規模修繕等)

| 1 区分     | 2 種目      | 3 基準  | 4 対象経費  |
|----------|-----------|---|---|
| 小規模保育事業所 | 本体工事費     | <p>大規模修繕等その他特別な工事費（耐震化等整備事業における大規模修繕等を含む。）については、次のいずれか低い方の価格を基準に厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積もり</p> | <p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p> |
|          | 仮設施設整備工事費 | 大規模修繕等（耐震化整備事業を含む。）については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。   | 仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費  |

別表1-7

## 算 定 基 準

(防音壁整備)

| 1 区分  | 2 種目  | 3 基準  | 4 対象経費   |
|-------|-------|---|--|
| 防音壁整備 | 本体工事費 | 防音壁の整備に係る工事費については、1施設当たり基準額を3,128,000円(1/2相当)とする。 | 施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。) |

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

## 交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

|                                 | 基準額(1施設当たり)   |  |                 |         |         |         |         |         |
|---------------------------------|---|--|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                                 | A地域   |  | B地域             |         | C地域     |         | D地域     |         |
| 青森県・岩手県・福島県・東京都・宮山県・山梨県・長野県・沖縄県 | 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県 | 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山县・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県 | 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県 |         |         |         |         |         |
| 標準                              | 都市部   | 標準   | 都市部             | 標準      | 都市部     | 標準      | 都市部     |         |
| 定員20名以下                         | 63,400  | 69,800   | 60,300          | 66,300  | 57,100  | 62,900  | 54,100  | 59,500  |
| 定員21~30名                        | 66,500  | 73,200   | 63,400          | 69,800  | 61,800  | 68,000  | 58,800  | 64,600  |
| 定員31~40名                        | 77,400  | 85,000   | 72,700          | 79,900  | 69,500  | 76,500  | 66,500  | 73,200  |
| 定員41~70名                        | 88,100  | 97,000   | 83,500          | 91,900  | 78,900  | 86,800  | 75,700  | 83,300  |
| 定員71~100名                       | 114,500   | 125,900  | 109,900         | 120,800 | 103,600 | 114,000 | 99,000  | 108,900 |
| 定員101~130名                      | 137,700   | 151,500  | 131,500         | 144,600 | 123,800 | 136,100 | 119,100 | 131,000 |
| 定員131~160名                      | 159,300   | 175,300  | 153,100         | 168,400 | 143,900 | 158,300 | 137,700 | 151,500 |
| 定員161~190名                      | 181,000   | 199,100  | 173,200         | 190,600 | 164,000 | 180,400 | 154,700 | 170,200 |
| 定員191~220名                      | 201,100   | 221,300  | 193,400         | 212,800 | 185,700 | 204,200 | 173,200 | 190,600 |
| 定員221~250名                      | 222,800   | 245,100  | 213,500         | 234,900 | 202,800 | 223,000 | 190,300 | 209,400 |
| 定員251名以上                        | 247,600   | 272,400  | 235,300         | 258,800 | 224,300 | 246,800 | 213,500 | 234,900 |
| 放課後児童クラブ専用室の併設加算                |   |  |                 | 9,610   |         |         |         |         |
| 特殊附帯工事                          |   |  |                 | 9,610   |         |         |         |         |
| 設計料加算                           | 本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)                              |  |                 |         |         |         |         |         |
| 開設準備費加算                         | 次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算  |  |                 |         |         |         |         |         |
| 定員20名以下                         |   |  |                 | 33      |         |         |         |         |
| 定員21~30名                        |   |  |                 | 26      |         |         |         |         |
| 定員31~40名                        |   |  |                 | 21      |         |         |         |         |
| 定員41~70名                        |   |  |                 | 18      |         |         |         |         |
| 定員71~100名                       |   |  |                 | 15      |         |         |         |         |
| 定員101~130名                      |   |  |                 | 13      |         |         |         |         |
| 定員131~160名                      |   |  |                 | 12      |         |         |         |         |
| 定員161名以上                        |   |  |                 | 11      |         |         |         |         |
| 土地借料加算                          |   |  |                 | 14,400  |         |         |         |         |
| 地域の余裕スペース                       | 標準  |  |                 |         | 都市部     |         |         |         |
| 活用促進加算                          | 2,040   |  |                 |         | 2,250   |         |         |         |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

## ■本体工事費

単位:千円

|                  | 基準額(1施設当たり)                                  |                   |         |         |                          |         |             |         |
|------------------|--|-------------------|---------|---------|--------------------------|---------|-------------|---------|
|                  | A地域  |                   | B地域     |         | C地域                      |         | D地域         |         |
|                  | 東京都  | 神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県 |         |         | 千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県 |         | 徳島県・愛媛県・大分県 |         |
| 標準               | 都市部  | 標準                | 都市部     | 標準      | 都市部                      | 標準      | 都市部         |         |
| 定員20名以下          | 83,700                                       | 92,100            | 79,600  | 87,500  | 75,500                   | 83,100  | 71,300      | 78,500  |
| 定員21~30名         | 87,800                                       | 96,600            | 83,700  | 92,100  | 81,700                   | 89,700  | 77,600      | 85,200  |
| 定員31~40名         | 102,000                                      | 112,200           | 95,900  | 105,500 | 91,800                   | 101,000 | 87,800      | 96,600  |
| 定員41~70名         | 116,300                                      | 128,000           | 110,300 | 121,300 | 104,100                  | 114,600 | 100,000     | 110,000 |
| 定員71~100名        | 151,100                                      | 166,200           | 144,900 | 159,500 | 136,700                  | 150,400 | 130,600     | 143,700 |
| 定員101~130名       | 181,700                                      | 199,900           | 173,500 | 190,900 | 163,300                  | 179,700 | 157,200     | 172,900 |
| 定員131~160名       | 210,300                                      | 231,400           | 202,000 | 222,400 | 189,900                  | 208,900 | 181,700     | 199,900 |
| 定員161~190名       | 238,900                                      | 262,900           | 228,600 | 251,600 | 216,500                  | 238,100 | 204,100     | 224,500 |
| 定員191~220名       | 265,500                                      | 292,000           | 255,300 | 280,800 | 245,100                  | 269,600 | 228,600     | 251,600 |
| 定員221~250名       | 294,100                                      | 323,600           | 281,900 | 310,100 | 267,600                  | 294,300 | 251,200     | 276,300 |
| 定員251名以上         | 326,800                                      | 359,400           | 310,500 | 341,600 | 296,200                  | 325,800 | 281,900     | 310,100 |
| 放課後児童クラブ専用室の併設加算 |  |                   |         | 12,600  |                          |         |             |         |
| 特殊附帯工事           |  |                   |         | 12,600  |                          |         |             |         |
| 設計料加算            | 本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て) |                   |         |         |                          |         |             |         |
| 開設準備費加算          | 次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算           |                   |         |         |                          |         |             |         |
| 定員20名以下          |  | 33                |         |         |                          |         |             |         |
| 定員21~30名         |  | 26                |         |         |                          |         |             |         |
| 定員31~40名         |  | 21                |         |         |                          |         |             |         |
| 定員41~70名         |  | 18                |         |         |                          |         |             |         |
| 定員71~100名        |  | 15                |         |         |                          |         |             |         |
| 定員101~130名       |  | 13                |         |         |                          |         |             |         |
| 定員131~160名       |  | 12                |         |         |                          |         |             |         |
| 定員161名以上         |  | 11                |         |         |                          |         |             |         |
| 土地借料加算           |  | 19,000            |         |         |                          |         |             |         |
| 地域の余裕スペース        | 標準   |                   | 都市部     |         |                          |         |             |         |
| 活用促進加算           | 2,660  |                   | 2,960   |         |                          |         |             |         |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

|            | 基準額(1施設当たり) |        |                           |        |
|------------|-------------|--------|---------------------------|--------|
|            | 右記以外        |        | 津波避難対策緊急事業<br>計画に基づく事業の場合 |        |
|            | 標準          | 都市部    | 標準                        | 都市部    |
| 定員20名以下    | 1,268       | 1,396  | 1,674                     | 1,842  |
| 定員21~30名   | 1,439       | 1,583  | 1,899                     | 2,089  |
| 定員31~40名   | 1,918       | 2,110  | 2,533                     | 2,786  |
| 定員41~70名   | 2,414       | 2,655  | 3,186                     | 3,504  |
| 定員71~100名  | 3,404       | 3,745  | 4,494                     | 4,943  |
| 定員101~130名 | 4,085       | 4,495  | 5,392                     | 5,933  |
| 定員131~160名 | 5,107       | 5,618  | 6,741                     | 7,416  |
| 定員161~190名 | 6,129       | 6,742  | 8,090                     | 8,900  |
| 定員191~220名 | 7,150       | 7,865  | 9,438                     | 10,382 |
| 定員221~250名 | 8,172       | 8,990  | 10,787                    | 11,865 |
| 定員251名以上   | 9,194       | 10,114 | 12,136                    | 13,349 |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に對して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度からの継続を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮設施設整備工事費

単位:千円

|            | 基準額(1施設当たり) |        |                           |        |
|------------|-------------|--------|---------------------------|--------|
|            | 右記以外        |        | 津波避難対策緊急事業<br>計画に基づく事業の場合 |        |
|            | 標準          | 都市部    | 標準                        | 都市部    |
| 定員20名以下    | 2,259       | 2,486  | 2,982                     | 3,280  |
| 定員21~30名   | 2,757       | 3,033  | 3,640                     | 4,004  |
| 定員31~40名   | 3,343       | 3,677  | 4,413                     | 4,853  |
| 定員41~70名   | 4,643       | 5,107  | 6,129                     | 6,741  |
| 定員71~100名  | 6,965       | 7,661  | 9,193                     | 10,113 |
| 定員101~130名 | 8,358       | 9,194  | 11,032                    | 12,136 |
| 定員131~160名 | 10,448      | 11,492 | 13,791                    | 15,171 |
| 定員161~190名 | 11,423      | 12,565 | 15,078                    | 16,586 |
| 定員191~220名 | 13,327      | 14,660 | 17,592                    | 19,351 |
| 定員221~250名 | 15,231      | 16,754 | 20,105                    | 22,115 |
| 定員251名以上   | 17,135      | 18,849 | 22,617                    | 24,880 |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に對して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度からの継続を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

## 交付基準額表

## ■本体工事費

単位:千円

|                                 | 基準額(1施設当たり)  |  |                 |         |         |         |         |         |
|---------------------------------|--|--|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                                 | A地域  |  | B地域             |         | C地域     |         | D地域     |         |
| 青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県 | 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山县・鳥取県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県 | 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山县・鳥取県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県 | 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県 |         |         |         |         |         |
| 標準                              | 都市部  | 標準   | 都市部             | 標準      | 都市部     | 標準      | 都市部     |         |
| 定員20名以下                         | 47,500   | 52,300   | 45,200          | 49,700  | 42,800  | 47,100  | 40,600  | 44,700  |
| 定員21~30名                        | 49,900   | 54,900   | 47,500          | 52,300  | 46,400  | 51,000  | 44,000  | 48,400  |
| 定員31~40名                        | 57,900   | 63,800   | 54,500          | 59,900  | 52,100  | 57,400  | 49,900  | 54,900  |
| 定員41~70名                        | 66,100   | 72,700   | 62,600          | 68,900  | 59,200  | 65,100  | 56,800  | 62,400  |
| 定員71~100名                       | 85,800   | 94,400   | 82,400          | 90,700  | 77,700  | 85,400  | 74,200  | 81,700  |
| 定員101~130名                      | 103,200  | 113,500  | 98,600          | 108,400 | 92,800  | 102,100 | 89,300  | 98,200  |
| 定員131~160名                      | 119,500  | 131,400  | 114,900         | 126,300 | 107,900 | 118,700 | 103,200 | 113,500 |
| 定員161~190名                      | 135,700  | 149,300  | 129,900         | 143,000 | 122,900 | 135,300 | 116,000 | 127,600 |
| 定員191~220名                      | 150,800  | 165,900  | 145,000         | 159,500 | 139,300 | 153,100 | 129,900 | 143,000 |
| 定員221~250名                      | 167,100  | 183,900  | 160,100         | 176,200 | 152,100 | 167,200 | 142,700 | 157,000 |
| 定員251名以上                        | 185,700  | 204,200  | 176,400         | 194,100 | 168,200 | 185,100 | 160,100 | 176,200 |
| 放課後児童クラブ専用室の併設加算                |  |  |                 | 7,150   |         |         |         |         |
| 特殊附帯工事                          |  |  |                 | 7,150   |         |         |         |         |
| 設計料加算                           | 本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)   |  |                 |         |         |         |         |         |
| 開設準備費加算                         | 次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算   |  |                 |         |         |         |         |         |
| 定員20名以下                         |  |  |                 | 25      |         |         |         |         |
| 定員21~30名                        |  |  |                 | 18      |         |         |         |         |
| 定員31~40名                        |  |  |                 | 16      |         |         |         |         |
| 定員41~70名                        |  |  |                 | 14      |         |         |         |         |
| 定員71~100名                       |  |  |                 | 11      |         |         |         |         |
| 定員101~130名                      |  |  |                 | 9       |         |         |         |         |
| 定員131~160名                      |  |  |                 | 9       |         |         |         |         |
| 定員161名以上                        |  |  |                 | 8       |         |         |         |         |
| 土地借料加算                          |  |  |                 | 10,800  |         |         |         |         |
| 地域の余裕スペース活用促進加算                 | 標準   |  |                 |         | 都市部     |         |         |         |
|                                 | 1,530  |  |                 |         | 1,740   |         |         |         |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

支 付 基 準 額 表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

|                  | 基準額(1施設当たり)                                  |         |                   |         |                          |         |             |         |
|------------------|--|---------|-------------------|---------|--------------------------|---------|-------------|---------|
|                  | A地域  |         | B地域               |         | C地域                      |         | D地域         |         |
|                  | 東京都  |         | 神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県 |         | 千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県 |         | 徳島県・愛媛県・大分県 |         |
|                  | 標準   | 都市部     | 標準                | 都市部     | 標準                       | 都市部     | 標準          | 都市部     |
| 定員20名以下          | 62,800                                       | 69,100  | 59,700            | 65,600  | 56,600                   | 62,200  | 53,600      | 58,900  |
| 定員21~30名         | 65,800                                       | 72,400  | 62,800            | 69,100  | 61,200                   | 67,300  | 58,200      | 63,900  |
| 定員31~40名         | 76,500                                       | 84,100  | 71,900            | 79,100  | 68,900                   | 75,700  | 65,800      | 72,400  |
| 定員41~70名         | 87,200                                       | 96,000  | 82,700            | 91,000  | 78,100                   | 86,000  | 75,000      | 82,500  |
| 定員71~100名        | 113,300                                      | 124,700 | 108,600           | 119,600 | 102,500                  | 112,800 | 98,000      | 107,800 |
| 定員101~130名       | 136,200                                      | 149,900 | 130,100           | 143,200 | 122,400                  | 134,700 | 117,800     | 129,700 |
| 定員131~160名       | 157,700                                      | 173,500 | 151,600           | 166,800 | 142,400                  | 156,700 | 136,200     | 149,900 |
| 定員161~190名       | 179,300                                      | 197,100 | 171,500           | 188,700 | 162,400                  | 178,500 | 153,100     | 168,400 |
| 定員191~220名       | 199,200                                      | 219,000 | 191,400           | 210,600 | 183,900                  | 202,200 | 171,500     | 188,700 |
| 定員221~250名       | 220,500                                      | 242,600 | 211,300           | 232,500 | 200,700                  | 220,800 | 188,400     | 207,300 |
| 定員251名以上         | 245,100                                      | 269,600 | 232,800           | 256,100 | 222,100                  | 244,400 | 211,300     | 232,500 |
| 放課後児童クラブ専用室の併設加算 |  |         |                   |         | 9,400                    |         |             |         |
| 特殊附帯工事           |  |         |                   |         | 9,400                    |         |             |         |
| 設計料加算            | 本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て) |         |                   |         |                          |         |             |         |
| 開設準備費加算          | 次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算           |         |                   |         |                          |         |             |         |
| 定員20名以下          |  |         |                   |         | 25                       |         |             |         |
| 定員21~30名         |  |         |                   |         | 18                       |         |             |         |
| 定員31~40名         |  |         |                   |         | 16                       |         |             |         |
| 定員41~70名         |  |         |                   |         | 14                       |         |             |         |
| 定員71~100名        |  |         |                   |         | 11                       |         |             |         |
| 定員101~130名       |  |         |                   |         | 9                        |         |             |         |
| 定員131~160名       |  |         |                   |         | 9                        |         |             |         |
| 定員161名以上         |  |         |                   |         | 8                        |         |             |         |
| 土地借料加算           |  |         |                   |         | 14,200                   |         |             |         |
| 地域の余裕スペース活用促進加算  |  | 標準      |                   |         |                          | 都市部     |             |         |
|                  |  | 2,040   |                   |         |                          | 2,250   |             |         |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

| 標準         | 基準額(1施設当たり) |       |                           |        |
|------------|-------------|-------|---------------------------|--------|
|            | 右記以外        |       | 津波避難対策緊急事業<br>計画に基づく事業の場合 |        |
|            | 標準          | 都市部   | 標準                        | 都市部    |
| 定員20名以下    | 951         | 1,047 | 1,255                     | 1,382  |
| 定員21~30名   | 1,079       | 1,187 | 1,424                     | 1,567  |
| 定員31~40名   | 1,439       | 1,583 | 1,899                     | 2,089  |
| 定員41~70名   | 1,810       | 1,992 | 2,389                     | 2,629  |
| 定員71~100名  | 2,553       | 2,808 | 3,371                     | 3,707  |
| 定員101~130名 | 3,064       | 3,371 | 4,044                     | 4,449  |
| 定員131~160名 | 3,830       | 4,214 | 5,056                     | 5,562  |
| 定員161~190名 | 4,596       | 5,057 | 6,068                     | 6,675  |
| 定員191~220名 | 5,362       | 5,899 | 7,078                     | 7,787  |
| 定員221~250名 | 6,129       | 6,742 | 8,090                     | 8,900  |
| 定員251名以上   | 6,895       | 7,585 | 9,102                     | 10,013 |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度からの継続を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

| 標準         | 基準額(1施設当たり) |        |                           |        |
|------------|-------------|--------|---------------------------|--------|
|            | 右記以外        |        | 津波避難対策緊急事業<br>計画に基づく事業の場合 |        |
|            | 標準          | 都市部    | 標準                        | 都市部    |
| 定員20名以下    | 1,694       | 1,864  | 2,236                     | 2,460  |
| 定員21~30名   | 2,069       | 2,275  | 2,730                     | 3,003  |
| 定員31~40名   | 2,507       | 2,757  | 3,309                     | 3,640  |
| 定員41~70名   | 3,482       | 3,830  | 4,596                     | 5,056  |
| 定員71~100名  | 5,223       | 5,746  | 6,894                     | 7,584  |
| 定員101~130名 | 6,268       | 6,895  | 8,274                     | 9,102  |
| 定員131~160名 | 7,836       | 8,620  | 10,344                    | 11,378 |
| 定員161~190名 | 8,567       | 9,424  | 11,308                    | 12,440 |
| 定員191~220名 | 9,995       | 10,995 | 13,194                    | 14,512 |
| 定員221~250名 | 11,423      | 12,565 | 15,079                    | 16,586 |
| 定員251名以上   | 12,851      | 14,136 | 16,963                    | 18,660 |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度からの継続を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-3 [9の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

## 交付基準額表

## ■本体工事費

単位:千円

|                      | 基準額(1施設当たり)                                  |         |
|----------------------|--|---------|
|                      | 沖縄県  |         |
|                      | 標準   | 都市部     |
| 定員20名以下              | 71,300                                       | 78,500  |
| 定員21~30名             | 74,800                                       | 82,300  |
| 定員31~40名             | 87,000                                       | 95,700  |
| 定員41~70名             | 99,100                                       | 109,000 |
| 定員71~100名            | 128,800                                      | 141,600 |
| 定員101~130名           | 154,800                                      | 170,400 |
| 定員131~160名           | 179,300                                      | 197,200 |
| 定員161~190名           | 203,700                                      | 224,000 |
| 定員191~220名           | 226,400                                      | 248,900 |
| 定員221~250名           | 250,700                                      | 275,700 |
| 定員251名以上             | 278,600                                      | 306,400 |
| 放課後児童クラブ専用<br>室の併設加算 | 10,700                                       |         |
| 特殊附帯工事               | 10,700                                       |         |
| 設計料加算                | 本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て) |         |
| 開設準備費加算              | 次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算           |         |
| 定員20名以下              | 37   |         |
| 定員21~30名             | 29   |         |
| 定員31~40名             | 25   |         |
| 定員41~70名             | 21   |         |
| 定員71~100名            | 17   |         |
| 定員101~130名           | 14   |         |
| 定員131~160名           | 13   |         |
| 定員161名以上             | 13   |         |
| 土地借料加算               | 16,200                                       |         |
| 地域の余裕スペース<br>活用促進加算  | 標準   | 都市部     |
|                      | 2,350  | 2,560   |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 前年度からの継続を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-3 [9の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

|            | 基準額(1施設当たり) |        |
|------------|-------------|--------|
|            | 標準          | 都市部    |
| 定員20名以下    | 1,427       | 1,570  |
| 定員21~30名   | 1,619       | 1,780  |
| 定員31~40名   | 2,158       | 2,374  |
| 定員41~70名   | 2,715       | 2,987  |
| 定員71~100名  | 3,829       | 4,213  |
| 定員101~130名 | 4,596       | 5,057  |
| 定員131~160名 | 5,746       | 6,320  |
| 定員161~190名 | 6,894       | 7,585  |
| 定員191~220名 | 8,044       | 8,848  |
| 定員221~250名 | 9,194       | 10,114 |
| 定員251名以上   | 10,343      | 11,378 |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

|            | 基準額(1施設当たり) |        |
|------------|-------------|--------|
|            | 標準          | 都市部    |
| 定員20名以下    | 2,542       | 2,796  |
| 定員21~30名   | 3,103       | 3,412  |
| 定員31~40名   | 3,761       | 4,137  |
| 定員41~70名   | 5,223       | 5,746  |
| 定員71~100名  | 7,836       | 8,619  |
| 定員101~130名 | 9,402       | 10,343 |
| 定員131~160名 | 11,754      | 12,929 |
| 定員161~190名 | 12,851      | 14,136 |
| 定員191~220名 | 14,993      | 16,492 |
| 定員221~250名 | 17,135      | 18,848 |
| 定員251名以上   | 19,276      | 21,204 |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-4 [9の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

## 交付基準額表

## ■本体工事費

単位:千円

|                                 | 基準額(1施設当たり)   |  |                 |         |         |         |         |         |
|---------------------------------|---|--|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                                 | A地域   |  | B地域             |         | C地域     |         | D地域     |         |
| 青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県 | 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県 | 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山县・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県 | 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県 |         |         |         |         |         |
| 標準                              | 都市部   | 標準   | 都市部             | 標準      | 都市部     | 標準      | 都市部     |         |
| 定員20名以下                         | 52,300  | 57,500   | 49,800          | 54,700  | 47,100  | 51,900  | 44,600  | 49,100  |
| 定員21~30名                        | 54,900  | 60,300   | 52,300          | 57,500  | 51,000  | 56,100  | 48,400  | 53,200  |
| 定員31~40名                        | 63,800  | 70,100   | 59,900          | 65,900  | 57,300  | 63,200  | 54,900  | 60,300  |
| 定員41~70名                        | 72,700  | 80,000   | 68,900          | 75,800  | 65,100  | 71,500  | 62,400  | 68,800  |
| 定員71~100名                       | 94,400  | 103,800  | 90,500          | 99,600  | 85,400  | 94,000  | 81,700  | 89,800  |
| 定員101~130名                      | 113,500   | 124,900  | 108,400         | 119,400 | 102,100 | 112,300 | 98,200  | 108,000 |
| 定員131~160名                      | 131,400   | 144,600  | 126,300         | 139,000 | 118,700 | 130,600 | 113,500 | 124,900 |
| 定員161~190名                      | 149,300   | 164,200  | 143,000         | 157,300 | 135,300 | 148,800 | 127,600 | 140,300 |
| 定員191~220名                      | 166,000   | 182,500  | 159,500         | 175,500 | 153,200 | 168,400 | 143,000 | 157,300 |
| 定員221~250名                      | 183,800   | 202,300  | 176,200         | 193,800 | 167,200 | 184,000 | 157,000 | 172,700 |
| 定員251名以上                        | 204,300   | 224,600  | 194,100         | 213,500 | 185,100 | 203,600 | 176,200 | 193,800 |
| 放課後児童クラブ専用室の併設加算                |   |  |                 | 7,870   |         |         |         |         |
| 特殊附帯工事                          |   |  |                 | 7,870   |         |         |         |         |
| 設計料加算                           | 本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)                              |  |                 |         |         |         |         |         |
| 開設準備費加算                         | 次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算  |  |                 |         |         |         |         |         |
| 定員20名以下                         |   |  | 28              |         |         |         |         |         |
| 定員21~30名                        |   |  | 20              |         |         |         |         |         |
| 定員31~40名                        |   |  | 17              |         |         |         |         |         |
| 定員41~70名                        |   |  | 15              |         |         |         |         |         |
| 定員71~100名                       |   |  | 12              |         |         |         |         |         |
| 定員101~130名                      |   |  | 10              |         |         |         |         |         |
| 定員131~160名                      |   |  | 10              |         |         |         |         |         |
| 定員161名以上                        |   |  | 9               |         |         |         |         |         |
| 土地借料加算                          |   | 11,900   |                 |         |         |         |         |         |
| 地域の余裕スペース活用促進加算                 | 標準  |  | 都市部             |         |         |         |         |         |
|                                 | 1,740   |  | 1,840           |         |         |         |         |         |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備すること。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-4 [9の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

## ■本体工事費

単位:千円

|                  | 基準額(1施設当たり)                                  |         |                   |         |                          |         |             |         |
|------------------|--|---------|-------------------|---------|--------------------------|---------|-------------|---------|
|                  | A地域  |         | B地域               |         | C地域                      |         | D地域         |         |
|                  | 東京都  |         | 神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県 |         | 千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県 |         | 徳島県・愛媛県・大分県 |         |
|                  | 標準   | 都市部     | 標準                | 都市部     | 標準                       | 都市部     | 標準          | 都市部     |
| 定員20名以下          | 69,000                                       | 75,900  | 65,600            | 72,200  | 62,200                   | 68,500  | 58,900      | 64,800  |
| 定員21~30名         | 72,400                                       | 79,600  | 69,000            | 75,900  | 67,300                   | 74,000  | 64,000      | 70,300  |
| 定員31~40名         | 84,200                                       | 92,600  | 79,100            | 87,100  | 75,700                   | 83,300  | 72,400      | 79,600  |
| 定員41~70名         | 96,000                                       | 105,600 | 91,000            | 100,100 | 85,800                   | 94,500  | 82,500      | 90,800  |
| 定員71~100名        | 124,600                                      | 137,200 | 119,600           | 131,500 | 112,800                  | 124,100 | 107,800     | 118,600 |
| 定員101~130名       | 149,800                                      | 165,000 | 143,200           | 157,500 | 134,700                  | 148,200 | 129,700     | 142,700 |
| 定員131~160名       | 173,400                                      | 190,900 | 166,700           | 183,400 | 156,700                  | 172,400 | 149,800     | 165,000 |
| 定員161~190名       | 197,100                                      | 216,900 | 188,700           | 207,600 | 178,600                  | 196,400 | 168,400     | 185,300 |
| 定員191~220名       | 219,000                                      | 240,900 | 210,600           | 231,700 | 202,300                  | 222,400 | 188,700     | 207,600 |
| 定員221~250名       | 242,600                                      | 266,900 | 232,500           | 255,800 | 220,800                  | 242,800 | 207,300     | 228,000 |
| 定員251名以上         | 269,600                                      | 296,500 | 256,100           | 281,800 | 244,300                  | 268,800 | 232,500     | 255,800 |
| 放課後児童クラブ専用室の併設加算 |  |         |                   |         | 10,400                   |         |             |         |
| 特殊附帯工事           |  |         |                   |         | 10,400                   |         |             |         |
| 設計料加算            | 本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て) |         |                   |         |                          |         |             |         |
| 開設準備費加算          | 次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算           |         |                   |         |                          |         |             |         |
| 定員20名以下          |  |         |                   |         | 28                       |         |             |         |
| 定員21~30名         |  |         |                   |         | 20                       |         |             |         |
| 定員31~40名         |  |         |                   |         | 17                       |         |             |         |
| 定員41~70名         |  |         |                   |         | 15                       |         |             |         |
| 定員71~100名        |  |         |                   |         | 12                       |         |             |         |
| 定員101~130名       |  |         |                   |         | 10                       |         |             |         |
| 定員131~160名       |  |         |                   |         | 10                       |         |             |         |
| 定員161名以上         |  |         |                   |         | 9                        |         |             |         |
| 土地借料加算           |  |         |                   |         | 15,600                   |         |             |         |
| 地域の余裕スペース活用促進加算  |  | 標準      |                   |         | 都市部                      |         |             |         |
|                  |  | 2,250   |                   |         | 2,450                    |         |             |         |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-4 [9の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

|            | 基準額(1施設当たり) |       |                           |        |
|------------|-------------|-------|---------------------------|--------|
|            | 右記以外        |       | 津波避難対策緊急事業<br>計画に基づく事業の場合 |        |
|            | 標準          | 都市部   | 標準                        | 都市部    |
| 定員20名以下    | 1,047       | 1,152 | 1,381                     | 1,520  |
| 定員21~30名   | 1,187       | 1,306 | 1,567                     | 1,724  |
| 定員31~40名   | 1,583       | 1,741 | 2,089                     | 2,298  |
| 定員41~70名   | 1,991       | 2,190 | 2,629                     | 2,891  |
| 定員71~100名  | 2,808       | 3,090 | 3,707                     | 4,078  |
| 定員101~130名 | 3,371       | 3,708 | 4,449                     | 4,894  |
| 定員131~160名 | 4,214       | 4,635 | 5,562                     | 6,118  |
| 定員161~190名 | 5,056       | 5,562 | 6,675                     | 7,342  |
| 定員191~220名 | 5,899       | 6,489 | 7,787                     | 8,565  |
| 定員221~250名 | 6,742       | 7,417 | 8,900                     | 9,790  |
| 定員251名以上   | 7,584       | 8,344 | 10,012                    | 11,013 |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 壱雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に對して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度からの継続を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

|            | 基準額(1施設当たり) |        |                           |        |
|------------|-------------|--------|---------------------------|--------|
|            | 右記以外        |        | 津波避難対策緊急事業<br>計画に基づく事業の場合 |        |
|            | 標準          | 都市部    | 標準                        | 都市部    |
| 定員20名以下    | 1,863       | 2,050  | 2,460                     | 2,706  |
| 定員21~30名   | 2,275       | 2,503  | 3,004                     | 3,303  |
| 定員31~40名   | 2,757       | 3,033  | 3,640                     | 4,004  |
| 定員41~70名   | 3,830       | 4,214  | 5,056                     | 5,562  |
| 定員71~100名  | 5,746       | 6,320  | 7,584                     | 8,343  |
| 定員101~130名 | 6,895       | 7,584  | 9,102                     | 10,012 |
| 定員131~160名 | 8,620       | 9,481  | 11,378                    | 12,515 |
| 定員161~190名 | 9,424       | 10,366 | 12,439                    | 13,684 |
| 定員191~220名 | 10,995      | 12,094 | 14,513                    | 15,964 |
| 定員221~250名 | 12,565      | 13,822 | 16,586                    | 18,245 |
| 定員251名以上   | 14,136      | 15,550 | 18,660                    | 20,526 |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 壱雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に對して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度からの継続を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-5 [8の(2)アに基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(1/2相当)]

## 交付基準額表

## ■本体工事費

単位:千円

|                                 | 基準額(1施設当たり)   |  |                 |         |
|---------------------------------|---|--|-----------------|---------|
|                                 | A地域   | B地域  | C地域             | D地域     |
| 青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県 | 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県 | 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山县・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県 | 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県 |         |
| 定員20名以下                         | 33,200  | 31,700   | 29,900          | 28,300  |
| 定員21~30名                        | 34,900  | 33,200   | 32,400          | 30,800  |
| 定員31~40名                        | 40,600  | 38,100   | 36,500          | 34,900  |
| 定員41~70名                        | 46,300  | 43,800   | 41,400          | 39,800  |
| 定員71~100名                       | 60,000  | 57,600   | 54,400          | 51,900  |
| 定員101~130名                      | 72,300  | 69,000   | 64,900          | 62,400  |
| 定員131~160名                      | 83,600  | 80,400   | 75,500          | 72,300  |
| 定員161~190名                      | 95,000  | 91,000   | 86,100          | 81,100  |
| 定員191~220名                      | 105,600   | 101,500  | 97,500          | 91,000  |
| 定員221~250名                      | 116,900   | 112,100  | 106,400         | 99,800  |
| 定員251名以上                        | 129,900   | 123,500  | 117,700         | 112,100 |

※1 幼稚園型認定こども園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(千円未満切捨て。)

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

## ■本体工事費

単位:千円

|            | 基準額(1施設当たり) |                   |                          |             |
|------------|-------------|-------------------|--------------------------|-------------|
|            | A地域         | B地域               | C地域                      | D地域         |
|            | 東京都         | 神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県 | 千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山县・高知県・宮崎県 | 徳島県・愛媛県・大分県 |
| 定員20名以下    | 43,800      | 41,800            | 39,600                   | 37,400      |
| 定員21~30名   | 46,000      | 43,800            | 42,800                   | 40,700      |
| 定員31~40名   | 53,600      | 50,300            | 48,100                   | 46,000      |
| 定員41~70名   | 61,000      | 57,800            | 54,700                   | 52,400      |
| 定員71~100名  | 79,200      | 76,000            | 71,700                   | 68,500      |
| 定員101~130名 | 95,400      | 91,100            | 85,600                   | 82,500      |
| 定員131~160名 | 110,400     | 106,100           | 99,600                   | 95,400      |
| 定員161~190名 | 125,400     | 120,000           | 113,600                  | 107,100     |
| 定員191~220名 | 139,300     | 134,000           | 128,600                  | 120,000     |
| 定員221~250名 | 154,300     | 148,000           | 140,400                  | 131,800     |
| 定員251名以上   | 171,500     | 162,900           | 155,400                  | 148,000     |

※1 幼稚園型認定こども園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(千円未満切捨て。)

別表2-5 [8の(2)アに基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(1/2相当)]

## 交付基準額表

## ■解体撤去工事費

単位:千円

|            | 基準額(1施設当たり) |                           |
|------------|-------------|---------------------------|
|            | 右記以外        | 津波避難対策緊急事業<br>計画に基づく事業の場合 |
| 定員20名以下    | 665         | 879                       |
| 定員21~30名   | 755         | 996                       |
| 定員31~40名   | 1,007       | 1,329                     |
| 定員41~70名   | 1,267       | 1,672                     |
| 定員71~100名  | 1,786       | 2,359                     |
| 定員101~130名 | 2,144       | 2,831                     |
| 定員131~160名 | 2,681       | 3,539                     |
| 定員161~190名 | 3,217       | 4,247                     |
| 定員191~220名 | 3,754       | 4,956                     |
| 定員221~250名 | 4,290       | 5,663                     |
| 定員251名以上   | 4,827       | 6,370                     |

※1 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に  
対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の  
総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、  
「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮設施設整備工事費

単位:千円

|            | 基準額(1施設当たり) |                           |
|------------|-------------|---------------------------|
|            | 右記以外        | 津波避難対策緊急事業<br>計画に基づく事業の場合 |
| 定員20名以下    | 1,186       | 1,566                     |
| 定員21~30名   | 1,448       | 1,911                     |
| 定員31~40名   | 1,755       | 2,316                     |
| 定員41~70名   | 2,437       | 3,217                     |
| 定員71~100名  | 3,657       | 4,827                     |
| 定員101~130名 | 4,387       | 5,792                     |
| 定員131~160名 | 5,484       | 7,240                     |
| 定員161~190名 | 5,996       | 7,915                     |
| 定員191~220名 | 6,997       | 9,235                     |
| 定員221~250名 | 7,996       | 10,554                    |
| 定員251名以上   | 8,996       | 11,874                    |

※1 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に  
対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の  
総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、  
「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-6 [9の①に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(3/4相当)]

## 交付基準額表

## ■本体工事費

単位:千円

|            | 基準額(1施設当たり) |
|------------|-------------|
|            | 沖縄県         |
| 定員20名以下    | 49,900      |
| 定員21~30名   | 52,300      |
| 定員31~40名   | 60,800      |
| 定員41~70名   | 69,400      |
| 定員71~100名  | 90,000      |
| 定員101~130名 | 108,300     |
| 定員131~160名 | 125,500     |
| 定員161~190名 | 142,600     |
| 定員191~220名 | 158,400     |
| 定員221~250名 | 175,500     |
| 定員251名以上   | 194,900     |

※1 幼稚園型認定こども園における保育所機能部分定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■解体撤去工事費

単位:千円

|            | 基準額(1施設当たり) |
|------------|-------------|
|            | 沖縄県         |
| 定員20名以下    | 998         |
| 定員21~30名   | 1,133       |
| 定員31~40名   | 1,511       |
| 定員41~70名   | 1,901       |
| 定員71~100名  | 2,681       |
| 定員101~130名 | 3,217       |
| 定員131~160名 | 4,022       |
| 定員161~190名 | 4,827       |
| 定員191~220名 | 5,631       |
| 定員221~250名 | 6,436       |
| 定員251名以上   | 7,240       |

※1 一部改築等、定員のすべてが工事にからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※2 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

## ■仮設施設整備工事費

単位:千円

|            | 基準額(1施設当たり) |
|------------|-------------|
|            | 沖縄県         |
| 定員20名以下    | 1,779       |
| 定員21~30名   | 2,172       |
| 定員31~40名   | 2,632       |
| 定員41~70名   | 3,656       |
| 定員71~100名  | 5,485       |
| 定員101~130名 | 6,582       |
| 定員131~160名 | 8,227       |
| 定員161~190名 | 8,995       |
| 定員191~220名 | 10,495      |
| 定員221~250名 | 11,994      |
| 定員251名以上   | 13,493      |

※1 一部改築等、定員のすべてが工事にからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※2 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-7 [9の②③に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

## 交付基準額表

## ■本体工事費

単位:千円

|                                 | 基準額(1施設当たり)   |  |                 |         |
|---------------------------------|---|--|-----------------|---------|
|                                 | A地域   | B地域  | C地域             | D地域     |
| 青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県 | 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県 | 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山县・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県 | 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県 |         |
| 定員20名以下                         | 36,600  | 34,900   | 33,000          | 31,200  |
| 定員21~30名                        | 38,300  | 36,600   | 35,700          | 33,800  |
| 定員31~40名                        | 44,600  | 41,900   | 40,200          | 38,300  |
| 定員41~70名                        | 50,900  | 48,200   | 45,600          | 43,700  |
| 定員71~100名                       | 66,000  | 63,400   | 59,800          | 57,100  |
| 定員101~130名                      | 79,400  | 75,900   | 71,400          | 68,800  |
| 定員131~160名                      | 92,000  | 88,400   | 83,100          | 79,400  |
| 定員161~190名                      | 104,600   | 100,100  | 94,600          | 89,300  |
| 定員191~220名                      | 116,100   | 111,700  | 107,200         | 100,100 |
| 定員221~250名                      | 128,700   | 123,300  | 117,000         | 109,900 |
| 定員251名以上                        | 143,000   | 135,800  | 129,500         | 123,300 |

※1 幼稚園型認定こども園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

## ■本体工事費

単位:千円

|            | 基準額(1施設当たり) |                   |                          |             |
|------------|-------------|-------------------|--------------------------|-------------|
|            | A地域         | B地域               | C地域                      | D地域         |
|            | 東京都         | 神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県 | 千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県 | 徳島県・愛媛県・大分県 |
| 定員20名以下    | 48,200      | 46,000            | 43,500                   | 41,200      |
| 定員21~30名   | 50,600      | 48,200            | 47,100                   | 44,800      |
| 定員31~40名   | 58,900      | 55,300            | 53,000                   | 50,600      |
| 定員41~70名   | 67,100      | 63,600            | 60,100                   | 57,700      |
| 定員71~100名  | 87,200      | 83,700            | 78,900                   | 75,400      |
| 定員101~130名 | 104,900     | 100,200           | 94,200                   | 90,800      |
| 定員131~160名 | 121,400     | 116,700           | 109,700                  | 104,900     |
| 定員161~190名 | 138,000     | 132,000           | 125,000                  | 117,800     |
| 定員191~220名 | 153,300     | 147,400           | 141,400                  | 132,000     |
| 定員221~250名 | 169,800     | 162,700           | 154,400                  | 145,000     |
| 定員251名以上   | 188,700     | 179,300           | 171,000                  | 162,700     |

※1 幼稚園型認定こども園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※4 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-7 [9の②③に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

|            | 基準額(1施設当たり) |                           |
|------------|-------------|---------------------------|
|            | 右記以外        | 津波避難対策緊急事業<br>計画に基づく事業の場合 |
| 定員20名以下    | 732         | 967                       |
| 定員21~30名   | 831         | 1,097                     |
| 定員31~40名   | 1,108       | 1,462                     |
| 定員41~70名   | 1,394       | 1,840                     |
| 定員71~100名  | 1,965       | 2,595                     |
| 定員101~130名 | 2,359       | 3,114                     |
| 定員131~160名 | 2,948       | 3,893                     |
| 定員161~190名 | 3,539       | 4,672                     |
| 定員191~220名 | 4,129       | 5,450                     |
| 定員221~250名 | 4,720       | 6,229                     |
| 定員251名以上   | 5,309       | 7,008                     |

※1 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豊雪地域に所在する場合は、上記基準額に對して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

|            | 基準額(1施設当たり) |                           |
|------------|-------------|---------------------------|
|            | 右記以外        | 津波避難対策緊急事業<br>計画に基づく事業の場合 |
| 定員20名以下    | 1,305       | 1,722                     |
| 定員21~30名   | 1,592       | 2,102                     |
| 定員31~40名   | 1,930       | 2,547                     |
| 定員41~70名   | 2,681       | 3,539                     |
| 定員71~100名  | 4,022       | 5,309                     |
| 定員101~130名 | 4,827       | 6,370                     |
| 定員131~160名 | 6,033       | 7,963                     |
| 定員161~190名 | 6,596       | 8,706                     |
| 定員191~220名 | 7,696       | 10,159                    |
| 定員221~250名 | 8,795       | 11,610                    |
| 定員251名以上   | 9,895       | 13,061                    |

※1 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豊雪地域に所在する場合は、上記基準額に對して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度からの繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

## 交付基準額表

## ■本体工事費

単位:千円

|                                 | 基準額(1施設当たり)   |  |                 |               |              |               |              |               |
|---------------------------------|---|--|-----------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|
|                                 | A地域   |  | B地域             |               | C地域          |               | D地域          |               |
| 青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県 | 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県 | 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山县・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県 | 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県 |               |              |               |              |               |
| 定員20名以下                         | 標準<br>63,400  | 都市部<br>69,800  | 標準<br>60,300    | 都市部<br>66,300 | 標準<br>57,200 | 都市部<br>62,900 | 標準<br>54,100 | 都市部<br>59,500 |
| 放課後児童クラブ専用室の併設加算                |   |  |                 |               | 9,610        |               |              |               |
| 特殊附帯工事                          |   |  |                 |               | 9,610        |               |              |               |
| 設計料加算                           | 本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)                              |  |                 |               |              |               |              |               |
| 開設準備費加算                         | 次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算  |  |                 |               |              |               |              |               |
|                                 |   |  |                 |               | 33           |               |              |               |
| 土地借料加算                          |   |  |                 |               | 14,400       |               |              |               |
| 地域の余裕スペース活用促進加算                 | 標準<br>2,110   |  |                 |               |              | 都市部<br>2,320  |              |               |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

## ■本体工事費

単位:千円

|                  | 基準額(1施設当たり)                                  |                          |              |               |              |               |              |               |
|------------------|--|--------------------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|
|                  | A地域  |                          | B地域          |               | C地域          |               | D地域          |               |
| 東京都              | 神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県                            | 千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県 | 徳島県・愛媛県・大分県  |               |              |               |              |               |
| 定員20名以下          | 標準<br>83,700                                 | 都市部<br>92,100            | 標準<br>79,600 | 都市部<br>87,500 | 標準<br>75,500 | 都市部<br>83,100 | 標準<br>71,400 | 都市部<br>78,600 |
| 放課後児童クラブ専用室の併設加算 |  |                          |              |               | 12,600       |               |              |               |
| 特殊附帯工事           |  |                          |              |               | 12,600       |               |              |               |
| 設計料加算            | 本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て) |                          |              |               |              |               |              |               |
| 開設準備費加算          | 次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算           |                          |              |               |              |               |              |               |
|                  |  |                          |              |               | 33           |               |              |               |
| 土地借料加算           |  |                          |              |               | 19,000       |               |              |               |
| 地域の余裕スペース活用促進加算  | 標準<br>2,730                                  |                          |              |               |              | 都市部<br>3,000  |              |               |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乘じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

| ■解体撤去工事費 |  | 基準額(1施設当たり) |       |                           |       | 単位:千円 |
|----------|--|-------------|-------|---------------------------|-------|-------|
|          |  | 右記以外        |       | 津波避難対策緊急事業<br>計画に基づく事業の場合 |       |       |
|          |  | 標準          | 都市部   | 標準                        | 都市部   |       |
| 定員20名以下  |  | 1,269       | 1,396 | 2,259                     | 2,486 |       |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

| ■仮設施設整備工事費 |  | 基準額(1施設当たり) |       |                           |       | 単位:千円 |
|------------|--|-------------|-------|---------------------------|-------|-------|
|            |  | 右記以外        |       | 津波避難対策緊急事業<br>計画に基づく事業の場合 |       |       |
|            |  | 標準          | 都市部   | 標準                        | 都市部   |       |
| 定員20名以下    |  | 1,674       | 1,842 | 2,982                     | 3,280 |       |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

## 交付基準額表

## ■本体工事費

単位:千円

|                                 | 基準額(1施設当たり)   |  |                 |        |        |        |        |        |
|---------------------------------|---|--|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                                 | A地域   |  | B地域             |        | C地域    |        | D地域    |        |
| 青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県 | 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県 | 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山县・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県 | 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県 |        |        |        |        |        |
| 標準                              | 都市部   | 標準   | 都市部             | 標準     | 都市部    | 標準     | 都市部    | 標準     |
| 定員20名以下                         | 47,500  | 52,300   | 45,200          | 49,700 | 42,800 | 47,100 | 40,600 | 44,700 |
| 放課後児童クラブ専用室の併設加算                |   |  |                 | 7,150  |        |        |        |        |
| 特殊附帯工事                          |   |  |                 | 7,150  |        |        |        |        |
| 設計料加算                           | 本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)                              |  |                 |        |        |        |        |        |
| 開設準備費加算                         | 次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算  |  |                 |        |        |        |        |        |
|                                 |   |  |                 | 25     |        |        |        |        |
| 土地借料加算                          |   |  |                 | 10,800 |        |        |        |        |
| 地域の余裕スペース活用促進加算                 | 標準  |  |                 | 都市部    |        |        |        |        |
|                                 | 1,530   |  |                 | 1,740  |        |        |        |        |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

## ■本体工事費

単位:千円

|                  | 基準額(1施設当たり)                                  |                          |             |        |        |        |        |        |
|------------------|--|--------------------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                  | A地域  |                          | B地域         |        | C地域    |        | D地域    |        |
| 東京都              | 神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県                            | 千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県 | 徳島県・愛媛県・大分県 |        |        |        |        |        |
| 標準               | 都市部  | 標準                       | 都市部         | 標準     | 都市部    | 標準     | 都市部    | 標準     |
| 定員20名以下          | 62,800                                       | 69,100                   | 59,700      | 65,600 | 56,600 | 62,200 | 53,600 | 58,900 |
| 放課後児童クラブ専用室の併設加算 |  |                          |             | 9,400  |        |        |        |        |
| 特殊附帯工事           |  |                          |             | 9,400  |        |        |        |        |
| 設計料加算            | 本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て) |                          |             |        |        |        |        |        |
| 開設準備費加算          | 次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算           |                          |             |        |        |        |        |        |
|                  |  |                          |             | 25     |        |        |        |        |
| 土地借料加算           |  |                          |             | 14,200 |        |        |        |        |
| 地域の余裕スペース活用促進加算  | 標準   |                          |             | 都市部    |        |        |        |        |
|                  | 2,040  |                          |             | 2,250  |        |        |        |        |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

|         | 基準額(1施設当たり) |       |                           |       |
|---------|-------------|-------|---------------------------|-------|
|         | 右記以外        |       | 津波避難対策緊急事業<br>計画に基づく事業の場合 |       |
|         | 標準          | 都市部   | 標準                        | 都市部   |
| 定員20名以下 | 951         | 1,047 | 1,255                     | 1,382 |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 壱雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

■仮設施設整備工事費

単位:千円

|         | 基準額(1施設当たり) |       |                           |       |
|---------|-------------|-------|---------------------------|-------|
|         | 右記以外        |       | 津波避難対策緊急事業<br>計画に基づく事業の場合 |       |
|         | 標準          | 都市部   | 標準                        | 都市部   |
| 定員20名以下 | 1,694       | 1,864 | 2,236                     | 2,460 |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 壱雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

別表2-10 [9の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

## 交付基準額表

## ■本体工事費

単位:千円

|                      | 基準額(1施設当たり)  |              |
|----------------------|--|--------------|
|                      | 沖縄県  |              |
|                      | 標準   | 都市部          |
| 定員20名以下              | 71,300   | 78,500       |
| 放課後児童クラブ専用<br>室の併設加算 | 10,700   |              |
| 特殊附帯工事               | 10,700   |              |
| 設計料加算                | 本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)<br>次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算 |              |
| 開設準備費加算              | 37   |              |
| 土地借料加算               | 16,200   |              |
| 地域の余裕スペース活<br>用促進加算  | 標準<br>2,350  | 都市部<br>2,560 |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上 の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

別表2-10 [9の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

| ■解体撤去工事費 |             | 単位:千円 |
|----------|-------------|-------|
|          | 基準額(1施設当たり) |       |
|          |             | 標準    |
| 定員20名以下  | 1,427       | 1,570 |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

| ■仮設施設整備工事費 |             | 単位:千円 |
|------------|-------------|-------|
|            | 基準額(1施設当たり) |       |
|            |             | 標準    |
| 定員20名以下    | 2,542       | 2,796 |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

別表2-11 [9の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

## 交付基準額表

## ■本体工事費

単位:千円

|                                 | 基準額(1施設当たり)   |  |                 |        |        |        |        |        |
|---------------------------------|---|--|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                                 | A地域   |  | B地域             |        | C地域    |        | D地域    |        |
| 青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県 | 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県 | 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山县・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県 | 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県 |        |        |        |        |        |
| 標準 都市部                          | 標準 都市部  | 標準 都市部   | 標準 都市部          | 標準 都市部 | 標準 都市部 | 標準 都市部 | 標準 都市部 | 標準 都市部 |
| 定員20名以下                         | 52,300  | 57,500   | 49,800          | 54,700 | 47,100 | 51,900 | 44,600 | 49,100 |
| 放課後児童クラブ専用室の併設加算                | 7,870   |  |                 |        |        |        |        |        |
| 特殊附帯工事                          | 7,870   |  |                 |        |        |        |        |        |
| 設計料加算                           | 本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て)                              |  |                 |        |        |        |        |        |
| 開設準備費加算                         | 次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算  |  |                 |        |        |        |        |        |
|                                 | 28  |  |                 |        |        |        |        |        |
| 土地借料加算                          | 11,900  |  |                 |        |        |        |        |        |
| 地域の余裕スペース活用促進加算                 | 標準  |  |                 |        | 都市部    |        |        |        |
|                                 | 1,740   |  |                 |        |        | 1,840  |        |        |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

交付基準額表  
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

## ■本体工事費

単位:千円

|                  | 基準額(1施設当たり)                                  |                          |             |        |        |        |        |        |
|------------------|--|--------------------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                  | A地域  |                          | B地域         |        | C地域    |        | D地域    |        |
| 東京都              | 神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県                            | 千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県 | 徳島県・愛媛県・大分県 |        |        |        |        |        |
| 標準 都市部           | 標準 都市部                                       | 標準 都市部                   | 標準 都市部      | 標準 都市部 | 標準 都市部 | 標準 都市部 | 標準 都市部 | 標準 都市部 |
| 定員20名以下          | 69,000                                       | 75,900                   | 65,600      | 72,200 | 62,200 | 68,500 | 58,900 | 64,800 |
| 放課後児童クラブ専用室の併設加算 | 10,400                                       |                          |             |        |        |        |        |        |
| 特殊附帯工事           | 10,400                                       |                          |             |        |        |        |        |        |
| 設計料加算            | 本体工事費に係る交付基準額(開設準備加算、土地借料加算を除く)の5%(千円未満切り捨て) |                          |             |        |        |        |        |        |
| 開設準備費加算          | 次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算           |                          |             |        |        |        |        |        |
|                  | 28   |                          |             |        |        |        |        |        |
| 土地借料加算           | 15,600                                       |                          |             |        |        |        |        |        |
| 地域の余裕スペース活用促進加算  | 標準   |                          |             |        | 都市部    |        |        |        |
|                  | 2,250  |                          |             |        |        | 2,450  |        |        |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

別表2-11 [9の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

|         | 基準額(1施設当たり) |       |                           |       |
|---------|-------------|-------|---------------------------|-------|
|         | 右記以外        |       | 津波避難対策緊急事業<br>計画に基づく事業の場合 |       |
|         | 標準          | 都市部   | 標準                        | 都市部   |
| 定員20名以下 | 1,047       | 1,152 | 1,381                     | 1,520 |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

■仮設施設整備工事費

単位:千円

|         | 基準額(1施設当たり) |       |                           |       |
|---------|-------------|-------|---------------------------|-------|
|         | 右記以外        |       | 津波避難対策緊急事業<br>計画に基づく事業の場合 |       |
|         | 標準          | 都市部   | 標準                        | 都市部   |
| 定員20名以下 | 1,863       | 2,050 | 2,460                     | 2,706 |

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km<sup>2</sup>以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豊雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

別紙1  
(様式1-1)

第 年 月 日 号

地方厚生(支)局長 殿

指定都市の長  
中核市の長  
市区町村の長 印

平成28年度保育所等整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

| 1 申 請 額   | 金 円               |
|-----------|-------------------|
| 2 整備計画概要  | 別紙のとおり(別紙1 様式1-2) |
| 3 設置計画概要  | 別紙のとおり(別紙1 様式1-3) |
| 4 申請額算出内訳 | 別紙のとおり(別紙1 様式1-4) |

(添付書類)

・指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出予算書(見込書)抄本

(注)前年度からの繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙1  
(様式1-2)

平成28年度保育所等整備計画書

市区町村名： 県 市

1. 設置計画の概要

| 施設名 | 施設種別 | 設置主体 | 所在地 | 整備区分 | 対象経費の支出予定額 | 交付金申請額 | 年次計画 | 抵当権設定の有無 |
|-----|------|------|-----|------|------------|--------|------|----------|
|     |      |      |     |      |            |        |      | 有・無      |
|     |      |      |     |      |            |        |      | 有・無      |
|     |      |      |     |      |            |        |      | 有・無      |
|     |      |      |     |      |            |        |      | 有・無      |
|     |      |      |     |      |            |        |      | 有・無      |
|     |      |      |     |      |            |        |      | 有・無      |
|     |      |      |     |      |            |        |      | 有・無      |
| 合計  |      |      |     |      |            |        |      |          |

2. 保育提供区域ごとの保育所等の整備に関する目標

| 保育提供区域 | 整備目標   |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
|        | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 目標値(人) |        |        |        |
|        |        |        |        |
| 拡大量(人) |        |        |        |
|        |        |        |        |
| 目標値(人) |        |        |        |
|        |        |        |        |
| 拡大量(人) |        |        |        |
|        |        |        |        |
| 目標値(人) |        |        |        |
|        |        |        |        |
| 拡大量(人) |        |        |        |
|        |        |        |        |
| 目標値(人) |        |        |        |
|        |        |        |        |
| 拡大量(人) |        |        |        |
|        |        |        |        |

3. 管内における保育所等の定員・現員・待機児童数

| 区分    | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 定員    |        |        |        |        |
| 現員    |        |        |        |        |
| 待機児童数 |        |        |        |        |

## 様式1－2 記入要領

市町村名の欄には、都道府県名も合わせて記入すること。

### 1. 整備計画の概要

整備予定の保育所等について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「施設種別」：保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、小規模保育事業所の別を記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・大規模修繕等・民老

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「平成28年度●●%～平成29年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無について、○を付すこと。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

### 2. 保育提供区域ごとの保育所等の整備に関する目標

※「保育提供区域」：地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育所の整備状況等を総合的に勘案して市町村が定める区域。

※「目標値」：保育提供区域ごとに、潜在需要を含む保育需要に対応するために必要な保育所等・保育所機能部分・小規模保育事業所の整備目標。

※「拡大量」：目標値の達成より拡大が見込まれる保育所等・保育所機能部分・小規模保育事業所の定員増数。

※必要に応じ、資料を添付すること。

### 3. 管内における保育所等の定員・現員・待機児童数

各年度の4月1日現在の人数を記入すること。

別紙1  
(様式1-3)

平成28年度防音壁設置計画書

市区町村名： 県 市

1. 設置計画の概要

| 施設名 | 施設種別 | 設置主体 | 所在地 | 整備区分 | 対象経費の支出予定額 | 交付金申請額 |
|-----|------|------|-----|------|------------|--------|
|     |      |      |     |      |            |        |
|     |      |      |     |      |            |        |
|     |      |      |     |      |            |        |
|     |      |      |     |      |            |        |
|     |      |      |     |      |            |        |
|     |      |      |     |      |            |        |
| 合計  |      |      |     |      |            |        |

2. 整備の目的（市区町村が防音壁の設置の必要性を認めた理由を具体的に記載すること）

| 施設名 | 整備の目的 |
|-----|-------|
|     |       |
|     |       |
|     |       |
|     |       |
|     |       |
|     |       |
|     |       |

## 様式1－3 記入要領

市町村名の欄には、都道府県名も合わせて記入すること。

### 1. 設置計画の概要

整備予定の保育所等について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」を記入すること。

※「施設種別」：保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、小規模保育事業所の別を記入すること。

※「整備区分」：防音壁整備と記入すること。

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

### 2. 整備の目的

※防音壁の設置について、市区町村がその必要性を認めた理由を記入すること。（経緯、現状、設置による効果等を具体的に記入すること。）

平成28年度保育所等整備交付金申請額内訳

| 区分  | 施設名 | 施事業 | 寄付金その他の収入 | 差引額      | 支給額の支出予定期 | 還定期 | 交付基準額        | 交付基準額の算定額 | 交付金基本額          | 市町村補助額 | 交付金所要額 |
|---|-----|-----|-----------|----------|-----------|-----|--------------|-----------|-----------------|--------|--------|
|   | A   | B   | C (=A-B)  | D (= A ) | E         | F   | G (= F × 8%) | H         | I (= F + G + H) | J      | L      |
| 8の(1)アに基づく<br>保育所等<br>施設整備事業<br>〔定額2/3相当〕     | 小計  | ①   |           |          |           |     |              |           |                 |        |        |
| 8の(1)イに基づく<br>保育所等<br>施設整備事業<br>〔定期1/2相当〕     | 小計  | ②   |           |          |           |     |              |           |                 |        |        |
| 9の(1)に基づく<br>保育所等<br>施設整備事業<br>〔定期3/4相当〕      | 小計  | ③   |           |          |           |     |              |           |                 |        |        |
| 9の(2)に基づく<br>保育所等<br>施設整備事業<br>〔定期6.5/10相当〕   | 小計  | ④   |           |          |           |     |              |           |                 |        |        |
| 8の(2)に基づく<br>保育所施設区分<br>施設整備事業<br>〔定期1/2相当〕   | 小計  | ⑤   |           |          |           |     |              |           |                 |        |        |
| 9の(1)に基づく<br>保育所施設区分<br>施設整備事業<br>〔定期3/4相当〕   | 小計  | ⑥   |           |          |           |     |              |           |                 |        |        |
| 9の(2)に基づく<br>医療施設区分<br>施設整備事業<br>〔定期6.5/10相当〕 | 小計  | ⑦   |           |          |           |     |              |           |                 |        |        |
| 8の(3)アに基づく<br>介護施設区分<br>施設整備事業<br>〔定期2/3相当〕   | 小計  | ⑧   |           |          |           |     |              |           |                 |        |        |
| 8の(3)イに基づく<br>小児医療事業区分<br>施設整備事業<br>〔定期1/2相当〕 | 小計  | ⑨   |           |          |           |     |              |           |                 |        |        |
| 8の(4)に基づく<br>介護施設事業区分<br>施設整備事業<br>〔定期1/2相当〕  | 小計  | ⑩   |           |          |           |     |              |           |                 |        |        |
| 8の(4)に基づく<br>小児医療事業区分<br>施設整備事業<br>〔定期3/4相当〕  | 小計  | ⑪   |           |          |           |     |              |           |                 |        |        |
| 8の(4)に基づく<br>介護施設区分<br>施設整備事業<br>〔定期5.5/10相当〕 | 小計  | ⑫   |           |          |           |     |              |           |                 |        |        |
| 8の(4)に基づく<br>介護施設区分<br>施設整備事業<br>〔定期1/2相当〕    | 小計  | ⑬   |           |          |           |     |              |           |                 |        |        |
| 合計(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)                 |     |     |           |          |           |     |              |           |                 |        |        |

(1)工事請負契約等を締結する旨で作成すること。

(2)E欄には、C欄の額とD欄の額を比較して少しありの欄に記入すること。

(3)E欄、F欄及びG欄の小計は、H欄に記入すること。

(4)G欄には、該住所印、開設登記証及び土地所有権登記証を添付して交付申請額に対して、0.08倍を算出すること。(千円未満切捨て)

(5)J欄につきは、J欄の合計額とE欄の合計額を比較して少しありの欄を記入すること。

(6)K欄につきは、J欄の合計額とE欄の合計額を比較して少しありの欄を記入すること。

(7)J欄は、J欄の合計額とE欄の合計額を記入すること。(千円未満切捨て)

別紙2  
(様式1-1)

第 年 月 号

地方厚生(支)局長 殿

指定都市の長 印  
中核市の長  
市区町村の長

平成28年度保育所等整備交付金の事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成28年度保育所等整備交付金に  
係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

| 1 精 算 額                    | 金 円               |
|----------------------------|-------------------|
| 2 整備計画実績の概要                | 別紙のとおり(別紙2 様式1-2) |
| 3 設置計画実績の概要                | 別紙のとおり(別紙2 様式1-3) |
| 4 精算額算出内訳                  | 別紙のとおり(別紙2 様式1-4) |
| 5 事業実績報告書                  | 別紙のとおり(別紙2 様式1-5) |
| 6 市町村及び設置主体の歳入歳出決算書(見込書)抄本 |                   |

(添付書類)

- ・指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出予算書(見込書)抄本

(注) 前年度からの繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「(平成 年度からの繰越分)」  
と明記すること。

別紙2  
(様式1-2)

## 保育所等整備計画実績の概要

市区町村名： 県 市

### 1. 整備計画実績の概要

| 施設名 | 施設種別 | 設置主体 | 所在地 | 整備区分 | 対象経費の実支出額 | 交付金申請額 | 年次計画 | 抵当権設定の有無 |
|-----|------|------|-----|------|-----------|--------|------|----------|
|     |      |      |     |      |           |        |      | 有・無      |
|     |      |      |     |      |           |        |      | 有・無      |
|     |      |      |     |      |           |        |      | 有・無      |
|     |      |      |     |      |           |        |      | 有・無      |
|     |      |      |     |      |           |        |      | 有・無      |
|     |      |      |     |      |           |        |      | 有・無      |
|     |      |      |     |      |           |        |      | 有・無      |
| 合計  |      |      |     |      |           |        |      |          |

(注) 抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)を添付すること。

### 2. 保育提供区域ごとの保育所等の整備に関する目標

| 保育提供区域 | 整備目標   |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
|        | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 目標値(人) |        |        |        |
|        |        |        |        |
| 拡大量(人) |        |        |        |
|        |        |        |        |
| 目標値(人) |        |        |        |
|        |        |        |        |
| 拡大量(人) |        |        |        |
|        |        |        |        |
| 目標値(人) |        |        |        |
|        |        |        |        |
| 拡大量(人) |        |        |        |
|        |        |        |        |
| 目標値(人) |        |        |        |
|        |        |        |        |
| 拡大量(人) |        |        |        |
|        |        |        |        |

### 3. 整備計画と実績との比較及び進捗状況

別紙2  
(様式1-3)

防音壁設置計画実績の概要

市区町村名： 県 市

1. 設置計画の概要

| 施設名 | 施設種別 | 設置主体 | 所在地 | 整備区分 | 対象経費の支出予定額 | 交付金申請額 |
|-----|------|------|-----|------|------------|--------|
|     |      |      |     |      |            |        |
|     |      |      |     |      |            |        |
|     |      |      |     |      |            |        |
|     |      |      |     |      |            |        |
|     |      |      |     |      |            |        |
|     |      |      |     |      |            |        |
| 合計  |      |      |     |      |            |        |

2. 整備の目的（市区町村が防音壁の設置の必要性を認めた理由を具体的に記載すること）

| 施設名 | 整備の目的 |
|-----|-------|
|     |       |
|     |       |
|     |       |
|     |       |
|     |       |
|     |       |
|     |       |

3. 整備計画と実績との比較及び進捗状況

|  |
|--|
|  |
|--|

## 平成28年度保育所等整備交付金精算額内訳

| 区分                                  | 施設名    | 施 事 業 | 預けた他の収入額等 | 送引額 | 対象経費の実支出席 | 選定期 | 交付基準額の割合 |   |   |   | 交付基準額<br>(交付基準額と、<br>支給額の割合を用いて計算)<br>※選定期間による差額 | 交付額合計<br>〔F+G+H〕円 | 交付金額本額 | 市町村補助額 | 交付金額 | 交付金額 | 交付金額 |  |
|-------------------------------------|--------|-------|-----------|-----|-----------|-----|----------|---|---|---|--|-------------------|--------|--------|------|------|------|--|
|                                     |        |       |           |     |           |     | F        | G | H | I |  |                   |        |        |      |      |      |  |
| 8の(1)イに基づく<br>施設区分                  |        |       |           |     |           |     |          |   |   |   |  |                   |        |        |      |      |      |  |
| 施設区分事業<br>〔定額1/2相当〕                 | 小<br>計 | ①     |           |     |           |     |          |   |   |   |  |                   |        |        |      |      |      |  |
| 8の(1)イに基づく<br>施設区分事業<br>〔定額1/2相当〕   | 小<br>計 | ②     |           |     |           |     |          |   |   |   |  |                   |        |        |      |      |      |  |
| 900(1)に基づく<br>保育所整備事業<br>〔定額5/10相当〕 | 小<br>計 | ③     |           |     |           |     |          |   |   |   |  |                   |        |        |      |      |      |  |
| 900(2)に基づく<br>保育所整備事業<br>〔定額5/10相当〕 | 小<br>計 | ④     |           |     |           |     |          |   |   |   |  |                   |        |        |      |      |      |  |
| 900(2)に基づく<br>保育所整備事業<br>〔定額1/2相当〕  | 小<br>計 | ⑤     |           |     |           |     |          |   |   |   |  |                   |        |        |      |      |      |  |
| 900(1)に基づく<br>保育所整備事業<br>〔定額1/4相当〕  | 小<br>計 | ⑥     |           |     |           |     |          |   |   |   |  |                   |        |        |      |      |      |  |
| 900(2)に基づく<br>保育所整備事業<br>〔定額1/4相当〕  | 小<br>計 | ⑦     |           |     |           |     |          |   |   |   |  |                   |        |        |      |      |      |  |
| 9の(3)アに基づく<br>保育所整備事業<br>〔定額1/3相当〕  | 小<br>計 | ⑧     |           |     |           |     |          |   |   |   |  |                   |        |        |      |      |      |  |
| 9の(3)イに基づく<br>保育所整備事業<br>〔定額1/3相当〕  | 小<br>計 | ⑨     |           |     |           |     |          |   |   |   |  |                   |        |        |      |      |      |  |
| 9の(3)イに基づく<br>保育所整備事業<br>〔定額1/3相当〕  | 小<br>計 | ⑩     |           |     |           |     |          |   |   |   |  |                   |        |        |      |      |      |  |
| 9の(2)に基づく<br>保育所整備事業<br>〔定額5/10相当〕  | 小<br>計 | ⑪     |           |     |           |     |          |   |   |   |  |                   |        |        |      |      |      |  |
| 9の(2)に基づく<br>保育所整備事業<br>〔定額1/2相当〕   | 小<br>計 | ⑫     |           |     |           |     |          |   |   |   |  |                   |        |        |      |      |      |  |
| 80(1)に基づく<br>保育整備事業<br>〔定額1/2相当〕    | 小<br>計 | ⑬     |           |     |           |     |          |   |   |   |  |                   |        |        |      |      |      |  |

(1)工事請負契約等の請託する取引に付随するところ。  
 (2)C欄には、C欄のD欄の割合比較して付記すること。  
 (3)E欄には、C欄のD欄の割合比較して付記すること。  
 (4)G欄には、改修料、修理料、運賃等の取扱料等を算入すること。  
 (5)I欄には、改修料、修理料、運賃等の取扱料等を算入すること。  
 (6)K欄には、改修料、修理料、運賃等の取扱料等を算入すること。

(7)J欄は、上欄の合計額と下欄の合計額を比較して少ないほうの額を記入すること。(十円未満切捨て)

別紙2  
(様式1-5)

## 事業実績報告書

### 1. 実施施設の概要

- (1) 市町村名
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 施設種別  
(保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、小規模保育事業所、防音壁を設置する施設の別)
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 利用定員

| 現在定員(人) | 増加定員(人) | 合計(人) |
|---------|---------|-------|
|         |         |       |

### 2. 施設整備に係る事業内容

#### (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費、仮設施設工事費を除く。)

(ア) 敷地面積

(イ) 敷地の所有関係(自己所有、借地、買収(予定)地の別)

(ウ) 施設整備の区分

(創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備、防音壁整備の別)

(エ) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(オ) 建物の構造 (\_\_\_\_\_造)

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 (\_\_\_\_\_造)

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分(昭和・平成 年度:国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分(取り壊し)年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 建物の構造 (\_\_\_\_\_造)

(2) 支出済事業費総額

|                      |        |
|----------------------|--------|
| ア 主体工事費              | _____円 |
| イ 工事事務費              | _____円 |
| ウ 小計（本体工事費）          | _____円 |
| エ 特殊附帯工事費            | _____円 |
| オ 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 |        |
| （解体撤去工事費）            | _____円 |
| （仮設施設整備工事費）          | _____円 |
| カ その他の工事費            | _____円 |
| キ 合 計                | _____円 |

（注）工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施行期間

ア 契約年月日  
イ 着工年月日  
ウ 竣工年月日  
エ 竣工後の事業開始年月日  
オ 解体撤去工事関係  
　　（ア）着工年月日  
　　（イ）完了年月日  
カ 仮設施設工事関係  
　　（ア）工事期間  
　　（イ）仮設施設の使用期間

(4) その他参考事項

（添付書類）

ア 請負の場合は、工事請負契約書の写し  
直営の場合は、支払領収書の写し  
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し（仮設施設整備のみ）  
イ 工事完了を確認するに足りる検査済証の写し  
　　（建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証）  
ウ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表  
エ 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図  
オ 建物内外主要部分の写真  
カ 工事契約金額報告書（別紙1－6）  
キ その他必要な書類

別紙2  
(様式1-6)

番号  
年月日

指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
市区町村長

○○法人○○会  
理事長 ○○ ○○

施工業者  
株式会社△△建設  
代表取締役 △△ △△

### 工事契約金額報告書

発注者（委託者）○○法人○○会と請負者（受託者）株式会社△△建設は、◇◇◇保育所建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

|            | 契約年月日    | 金額  |
|------------|----------|-----|
| 当初○○工事請負契約 | 平成 年 月 日 | 金 円 |
| ○○変更（追加）契約 | 平成 年 月 日 | 金 円 |
|            | 平成 年 月 日 | 金 円 |
| 設計監理委託契約   | 平成 年 月 日 | 金 円 |
|            | 平成 年 月 日 | 金 円 |

## 平成 28 年度保育所等整備交付金調書

平成 28 年度 厚生労働省所管

(市町村名) ○○県 ○○市

| 國   |         | 地 方 公 共 团 体 |     | 出           |         | 備考          |         |
|-----|---------|-------------|-----|-------------|---------|-------------|---------|
| 歳 出 | 予 算 科 目 | 交 付 決 定 の 額 | 歳 入 | 歳           | 歳       | 翌 年 度 繰 越 額 | うち交付金額  |
| (項) | (目)     | 円           | 円   | 科 目 予 算 現 額 | 収 入 済 額 | 相 当 金 額     | 相 当 金 額 |
|     |         |             |     |             |         |             |         |

## (作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が目的の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

## 平成28年度保育所等整備交付金による施設の工事着工報告書

| 施設の種類        |         | 施設の名称         |            | 設置団体    |        |
|--------------|---------|---------------|------------|---------|--------|
| 建物の構造及び面積    | 構造<br>造 | 建築面積<br>$m^2$ | 工事費合計<br>円 | 直営・請負の別 |        |
|              | 契約年月日   |               |            |         |        |
|              | 着工年月日   |               |            | 完成予定期限  |        |
| 延面積<br>$m^2$ |         |               |            |         |        |
| 年<br>金額      | 月<br>円  | 月<br>円        | 月<br>円     | 月<br>円  | 月<br>円 |
| 出来高<br>%     | %       | %             | %          | %       | %      |

## 別紙 5

## 平成28年度保育所等整備交付金による施設の工事進捗状況報告

| 施設種別 | 設置主体 | 創設、増築等の別 | 交付金額<br>A 円 | 12月末日の出来高<br>B % | 3月末までの出来高見込<br>C % | 繰越見込高<br>D(100-C) % | 総額<br>E(AxD) 円 | (市町村名) ○○県○○市 |    | 備考 |
|------|------|----------|-------------|------------------|--------------------|---------------------|----------------|---------------|----|----|
|      |      |          |             |                  |                    |                     |                | 合計            | 会計 |    |
|      |      |          |             |                  |                    |                     |                |               |    |    |

別紙6

第 年 月 日  
号

地方厚生（支）局長 殿

指定都市の長  
中核市の長  
市区町村の長 印

平成28年度保育所等整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

## (別紙)

| 事業<br>名 | 交付決定の内容            |                |           | 年　度　内　遂行実績           |                |             | 翌年度総額                   |          |                        | 事業実施期間                 |                        |  | 摘要<br>要 |
|---------|--------------------|----------------|-----------|----------------------|----------------|-------------|-------------------------|----------|------------------------|------------------------|------------------------|--|---------|
|         | 事業費<br>基<br>金<br>円 | 交付本<br>金額<br>円 | 交付金額<br>円 | 事業費支払額<br>実績見込額<br>円 | 事業率<br>進捗<br>% | 交付金受入額<br>円 | 事業費<br>支<br>付<br>金<br>円 | 交付金<br>円 | 着手年月<br>完了予定<br>年<br>月 | 着手年月<br>完了予定<br>年<br>月 | 着手年月<br>完了予定<br>年<br>月 |  |         |
|         |                    |                |           |                      |                |             |                         |          |                        |                        |                        |  |         |
|         |                    |                |           |                      |                |             |                         |          |                        |                        |                        |  |         |
|         |                    |                |           |                      |                |             |                         |          |                        |                        |                        |  |         |
|         |                    |                |           |                      |                |             |                         |          |                        |                        |                        |  |         |
|         |                    |                |           |                      |                |             |                         |          |                        |                        |                        |  |         |
|         |                    |                |           |                      |                |             |                         |          |                        |                        |                        |  |         |

別紙7

第  
年  
月  
号  
日

地方厚生（支）局長 殿

指定都市の長  
中核市の長 印  
市区町村の長

平成28年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号で交付決定を受けた保育所等整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

1 整備計画又は設置計画内における施設の種類及び名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）  
第15条の規定による確定額又は事業実績報告書による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金等返還相当額）

金 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等